

様式例（法第 31 条第 3 項第 6 号及び施行規則第 25 条関係）

○収入の明細その他の資金に関する事項，寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

1. すべての収入について，その総額及び会費等，事業収入，借入金その他の収入別の金額（施行規則第 25 条第 1 項第 1 号関係）

収 入 総 額	3,455,612 円
う ち 会 費 等	2,453,750 円
うち施行規則第 21 条第 1 項第 8 号イに規定する会費等	2,453,750 円
うち施行規則第 21 条第 1 項第 8 号ロに規定する寄付金	0 円
う ち 事 業 収 入	21,600 円
う ち 借 入 金	0 円
うちその他の収入	980,262 円

注 1 用紙の大きさは，日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 「会費等」とは，施行規則第 21 条第 8 号にいう「会費，寄附金その他これらに類するもの」であり，法人の社員として社員総会における表決権を有する者のほか，定款等に基づき当該団体の会員とされる者の地位に基づき当該団体の会員とされるもの（会費）及び納入等をする者の任意に基づき直接の反対給付がなく納入等されるもの（寄附金）その他これらに類するものをいい，「正会費」「賛助会費」「支援金」「カンパ」「賛同金」など名称を問わない。

2. 施行規則第 21 条第 1 項第 8 号イに規定する会費等について施行規則第 25 条第 1 項第 1 号イに掲げる事項

(1) 会費等の種類ごとの総額、会費等関係規定、納入等をした者の総数及び個人又法人その他の団体の別

会費等の種類	会費等関係規定	会費等の種類ごとの総額	納入等をした者の総数及び個人又は法人その他の団体の別			備考
			総数	うち個人	うち法人その他の団体	
正会員会費	定款 6 条及び 8 条	2,085,000 円	112	109	3	
賛助会員会費	同上	170,750 円	25	23	2	
応援会員会費	同上	1,000 円	1	1	0	
寄付金	規定はありません	197,000 円	3	3	0	

(2) 会費等の種類ごとの納入等をした者の氏名又は名称及び当該会費等の金額並びに納入等の年月日

会費等の種類：正会員個人会費			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金額	年月日	備考
田中智	120,000 円	R2 年・4・1~R3 年 3・31	月会費 10,000 円
小和田大輔	120,000 円	R2 年・4・1~R3 年 3・31	月会費 10,000 円
仲道宗弘	60,000 円	R2 年・4・1~R3 年 3・31	月会費 5,000 円
吉野晶	480,000 円	R2 年・4・1~R3 年 3・31	月 1 万円→5 万円(7 月~)
樋口和彦	120,000 円	R2 年・4・1~R3 年 3・31	月会費 10,000 円
笛木大哉	60,000 円	R2 年・4・1~R3 年 3・31	月会費 5,000 円
松井隆司	60,000 円	R2 年・4・1~R3 年 3・31	月会費 5,000 円
大野岳	60,000 円	R2 年・4・1~R3 年 3・31	月会費 5,000 円

事業年度中の合計額が5万円以下のもの	843,000円		
当該種類の合計	1,923,000円		
会費等の種類：正会員団体会費			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金額	年月日	備考
群馬県生活協同組合連合会	120,000円	R2・6・19	
群馬県消費者団体連絡会	30,000円	R2・5・15	
事業年度中の合計額が5万円以下のもの	12,000円		
当該種類の合計	162,000円		
会費等の種類：賛助会員個人会費			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金額	年月日	備考
	円		
事業年度中の合計額が5万円以下のもの	47,750円		
当該種類の合計	47,750円		
会費等の種類：賛助会員団体会費			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金額	年月日	備考
生活協同組合コープぐんま	120,000円	R2・6・15	
事業年度中の合計額が5万円以下のもの	3,000円		
当該種類の合計	123,000円		
会費等の種類：応援会員個人会費			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金額	年月日	備考
	円		
	円		
事業年度中の合計額が5万円以下のもの	1,000円		

当該種類の合計	1,000円		
会費等の種類：応援会員団体会費			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金額	年月日	備考
	円		
事業年度中の合計額が5万円以下のもの	0円		
当該種類の合計	0円		
会費等の種類：寄付金			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金額	年月日	備考
	円		
	円		
事業年度中の合計額が5万円以下のもの	197,000円		
当該種類の合計	197,000円		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 「会費等の種類」には、正会費、賛助会費、支援金等を記載すること。

3 「会費等関係規定」については、会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定について該当条文を記載すること。

4 「納入等をした者の氏名（団体にあつてはその名称）」には、その納入等をした会費等の金額の事業年度中の合計額が5万円を超える者についてすべて記載すること。

5 「事業年度中の合計額が5万円以下のもの」には、会費等の金額の事業年度中の合計額が5万円以下のものについて、一括してその合計金額を記載すること。

3. 施行規則第 21 条第 1 項第 8 号口に規定する寄付金について施行規則第 25 条第 1 項第 1 号口に掲げる事項

寄付金を受け入れた 年月日	受け入れた寄付金の募集の方法	会費等関係規定	総額	備考
	<該当はありません>		円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
事業年度中の施行規則第 21 条第 1 項第 8 号口に規定する寄付金の合計額			円	
前事業年度の収入の総額			3,379,092 円	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 「会費等関係規定」については、会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定について該当条文を記載すること。

3 「受け入れた寄付金の募集の方法」には、例えばシンポジウムの会場で募金箱を設置、クラウド・ファンディングの利用など、寄付金の募集の方法であって寄附した者の氏名を知ることができないものを記載する。

4. 事業収入について施行規則第 25 条第 1 項第 1 号ハに掲げる事項

事業の種類：研修会講師派遣		金額：21,600円	
収入の生じる取引の上位5者			
順位	取引先	取引金額	取引内容等
1	群馬県消費生活課	21,600円	講師派遣謝金
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
事業の種類：		金額：円	
収入の生じる取引の上位5者			
順位	取引先	取引金額	取引内容等
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
事業の種類：		金額：円	
収入の生じる取引の上位5者			
順位	取引先	取引金額	取引内容等
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 2 収入の生じる取引の上位5者について、事業の種類ごとに取引金額の最も多いものから順にすべて記載すること。
- 3 ただし、セミナーや学習会等において受講者から集めた参加費など多数の者から一律に同額の収入を生じた場合は、「取引内容等」の欄に当該収入を生じた事由、一人当たりの金額及び人数を記載したうえ、「取引先」の欄に「○月○日 △△△セミナー 参加者□□名」などとまとめて記載して差し支えない。
- 4 また、出版物を多数の者に対して販売して収入を得たような場合についても、「取引内容等」の欄に当該収入を生じた事由、単価及び販売数を記載したうえ、「取引先」の欄に「雑誌○○ □号 売上金」などとまとめて記載して差し支えない。

5. 借入金の借入先及び当該借入先ごとの金額(施行規則第 25 条第 1 項第 1 号ニ関係)

借入先		金 額
該当はありません		円
		円
		円
		円
		円
合 計		円

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額をすべて記載すること。

6. すべての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項(施行規則第25条第1項第2号関係)

支出総額： 2,829,259円			
支出の生じる取引の上位5者			
順位	取引先	取引金額	取引内容等
1	株式会社関東朝日広告	418,000円	スマートホンバナー広告(情報収集・啓発)
2	林靖子(デザイナー)	332,900円	リーフレットデザイン・作成、発送・会報素材
3	高田善八郎	180,000円	年間家賃
4	新井千信(ウェブデザイナー)	177,650円	HP拡充(ページデザイン・データ挿入)
5	データ・ジャパン株式会社	113,520円	会費集金代行手数料(年)

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 「支出の生じる取引」について、職員に対する給与の支払いは除く。